

# 米国特許出願手続における注意点と 関連する最近の CAFC 判決



会員 来栖 和則

## 要 約

米国特許法 102 条 (e) は、先願である米国出願が後願排除効を有する旨規定するが、CAFC は、Giacomini 事件において、先願の範囲が米国仮出願を含むことを判示した。これにより、後願排除効を強化するために米国仮出願が有効であることが明確にされた。また、2007 年の KSR 事件についての最高裁判決により、同法 103 条 (a) のもとに出願に係る発明が自明であるか否かを判断する際の基準が変更されたが、CAFC は、Pivonka 事件において、その新しい判断基準のもとで当事者が相手方の主張に対して認否手続を適切に行うことの重要性を判示した。また、同法 112 条第 6 パラグラフは、いわゆる機能的クレームの定義および法的効果を規定するが、CAFC は、Aristocrat 事件において、機能的クレームを有する出願の明細書において実施例を機能的クレーム中の各機能に関連付けて具体的に記載することの重要性を判示した。いずれの事件も、米国特許出願に携わる日本実務家にとって重要であると思われるため、紹介する。

## はじめに

経済のグローバル化が進行しつつある今日、日本企業にとり、米国での製品市場の確保、技術の独占的支配等を目的として米国に出願して特許を取得することが重要であることは言うまでもない。一方、米国出願の手続を適切に遂行するためには、その手続のすべてを米国代理人のみに依存することは必ずしも得策ではなく、米国代理人と、日本企業における特許担当者および日本側の代理人との共同作業も重要である。そのため、日本の実務家も、米国出願に関する法令をできる限り正確に理解し、また、米国代理人の思考の背景を正確に理解するために、米国出願に関する法令はもとより、米国出願に関連する判決、特に、CAFC の判決を知っておくことが重要である。

そこで、本稿においては、米国特許出願手続における注意点、特に、米国特許法 102 条 (e)、103 条 (a) および 112 条第 6 パラグラフによって規定されるいくつかの事項と、それら事項に関連する最近の CAFC 判決を概説する。

## もくじ

### I. 米国特許法 102 条 (e) と Giacomini 判決 (CAFC 2010 年)

- A. Giacomini 判決の要旨
- B. 背景
- C. 米国特許法 102 条 (e) の仮訳
- D. 米国特許法 102 条 (e) の解釈
- E. Giacomini 事件の概要
- F. 米国特許法 102 条 (e) と日本特許法 29 条の 2 との相違点
- G. 米国仮出願の手続について
- H. 私見

### II. 米国特許法 103 条 (a) と Pivonka 判決 (CAFC 2009 年)

- A. Pivonka 判決の要旨
- B. 背景
- C. 米国最高裁による KSR 判決 (2007 年 4 月 30 日)
- D. Pivonka 事件の概要
- E. 私見

### III. 米国特許法 112 条第 6 パラグラフと Aristocrat 判決 (CAFC 2008 年)

- A. Aristocrat 判決の要旨
- B. 背景
- C. Aristocrat 事件の概要
- D. 私見

## I. 米国特許法 102 条 (e) と Giacomini 判決 (CAFC 2010 年)

### A. Giacomini 判決の要旨

「仮出願に基づく優先権の効果を主張する米国出願は、その仮出願の出願日を基準に、その米国出願が 102 条 (e) の「先願 (Secret Prior Art)」に該当するか否かを判断すべき」

### B. 背景

米国特許庁の審査官が米国出願への特許付与を拒絶する場合、一般的に、米国特許法 102 条 (b) や 103 条 (a) が根拠条文となるが、同法 102 条 (e) が根拠条文となることもある。102 条 (e) という規定は、日本特許法 29 条の 2 に似ているが、相違点もある。この相違点を理解しておくことは、実務的に重要である。

2010 年 7 月 7 日、CAFC (米国連邦巡回控訴裁判所) は、Giacomini 事件において、102 条 (e) における「先願」としての基準日 (the effective date as a prior art reference, the effective reference date, or the patent-defeating date) を、仮出願の出願日まで含むように拡大解釈した。この解釈は、継続性を有する米国出願の親出願についての既存の取扱いに符合していて、今回の解釈の妥当性は、その既存の取扱いの内容から容易に類推可能であるが、この Giacomini 事件の CAFC 判決を知っておくことも、実務的に重要である。

また、米国企業のみならず、日本企業にとっても、米国仮出願を行うことが、102 条 (e) による後願排除効果を強化するために有効であるため、米国仮出願の手続についても概説する。

### C. 米国特許法 102 条 (e) の仮訳

特許要件；新規性および特許を受ける権利の喪失

次の場合を除き、特許を受けることができる。

(e) 本件発明 (補注：後願の出願に係る発明) が、

- (1) 本件特許出願人 (補注：後願の出願に係る発明の発明者であって、後願についての最初の出願人) による発明前に別の者によって米国にされた特許出願 (補注：先願) であって、同法 122 条 (b) によって公開されたもの、または、
- (2) 本件特許出願人による発明前に別の者によって米国にされた特許出願についての特許に記載されたこと。

ただし、同法 351 条 (a) において定義される条約 (補注：PCT) によってされた国際出願は、その国際出願が米国を指定し、かつ、条約 21 条 (2) によって英語で公開された場合に限り、米国にされた出願について本条による効果を得る。

### D. 米国特許法 102 条 (e) の解釈

#### 1. 時期的な先後が判断される出願の対象

後願 (本件発明についての米国出願) と、先願 (別の者による米国出願)

#### 2. 後願に該当する出願の種類

米国出願と、米国を指定した国際出願 (英語での国際公開の有無を問わない)

#### 3. 後願としての基準日

後願が米国出願である場合も国際出願である場合も、発明日である (最初は、米国出願日が発明日であると推定され、宣誓すれば、発明日は少なくとも優先日まで遡及できる)。

#### 4. 先願に該当する出願の種類

米国出願と、米国を指定した国際出願であって英語で国際公開されたもの。

#### 5. 先願としての基準日 (先行技術としての基準日)

先願が米国出願である場合も国際出願である場合も、出願日 (条文上は、「出願日」であるが、その意味は、有効出願日) である。

具体的には、

#### (1) 先願が米国出願である場合

- ①先願が、他の先の米国出願の優先権を主張しない場合には、先願の実際出願日
- ②先願が、他の先の米国出願の優先権の効果を主張する場合には、他の先の米国出願の実際出願日 (優先日)
- ③先願が、他の先の外国出願の pari 優先権の効果を主張する場合には、先願の実際出願日
- ④先願が、仮出願である場合には、その仮出願の実際出願日

#### (2) 先願が国際出願である場合

国際出願の国際出願日であって、優先日ではない。

## E. Giacomini 事件の概要

### 1. 事件番号

2009-1400

### 2. 事件の分類

特許出願に係る発明は米国特許法 102 条 (e) により新規性を有しないと判断した特許庁審判部の審決に対して特許出願人が CAFC に控訴した事件

### 3. 事件の概要

#### (1) 審査段階

控訴人であり、特許出願人でもある Giacomini 氏は、2000 年 11 月 29 日に本件特許出願を行った。これに対し、審査官は、Tran 氏が 2000 年 12 月に出願して特許が発行された Tran 特許が本件特許出願にとっての先願に該当すると判断した。その理由は、Tran 特許は、Tran 氏が 2000 年 9 月に出願した仮出願に基づく優先権の効果を主張していたからである。

#### (2) 審判段階

特許庁審判部は、審査官の判断を支持した。

#### (3) CAFC における控訴審段階

本事件の争点は、条文上も判例上も不明確であった、米国特許法 102 条 (e) における「先願」としての基準日が、仮出願の出願日を含むか否かという点にあった。

控訴審において、控訴人である Giacomini 氏は、Hilmer 判決（外国出願を基礎としてパリ条約上の優先権の主張を伴う米国出願についての、先願としての基準日は、当該米国出願の出願日である）を根拠に、Tran 氏の仮出願は「先願」に該当しないと主張した。

これに対し、CAFC は、「Giacomini 氏は米国における最初の発明者ではないから、特許を受けることができない」という理由で、特許庁審判部の判断に同意し、Tran 氏の仮出願の出願日が「先願」としての基準日となると判示した。

## F. 米国特許法 102 条 (e) と日本特許法 29 条の 2 との相違点

### 1. 後願排除効の範囲

米国特許法 102 条 (e) によれば、先願と後願との間で発明者が同一ではない限り、出願人が同一であっても、先願は、後願を排除できる。

### 2. 非自明性（進歩性）を否定する根拠となる可能性

米国特許法 102 条 (e) の先願は、その先願と後願との間で出願人が同一でなく、かつ、発明者も同一で

はない場合に限り、後願の進歩性を否定するための先行技術文献となり得る。

## G. 米国仮出願の手続について

### 1. 使用言語と英訳文の提出時期

米国特許法施行規則（以下、単に「規則」という）52 (d) に従い、米国出願は、日本語で行うことができる。

規則 52 (d) (2) に従い、その米国出願が、日本語で行われた仮出願（以下、「日本語仮出願」という）である場合には、その日本語仮出願に基づく優先権の効果を主張する正規の米国出願（以下、「正規出願」という）が行われなかったかまたは行われるまでは、日本語仮出願の英訳文を提出することは不要である。

### 2. 英訳文の提出

規則 78 (a) (5) (iv) に従い、正規出願が行われるとき、仮出願の英訳文がその仮出願の出願日から 1 年以内に提出されていない場合には、米国特許庁は、不足書面の提出要求を通知し、その出願人に 2 か月の期間を、仮出願の英訳文を提出するために付与する。その英訳文を期限内に提出しないと、仮出願の優先権の効果が失効する。

### 3. PCT 経由で米国に国内移行する場合

日本語仮出願の優先権の効果を主張する PCT 出願が（例えば、受理官庁としての日本特許庁に）行われる場合であって、その後、日本語仮出願の出願日から 30 か月以内に米国に国内移行する場合には、その出願人は、米国に国内移行するまで、日本語仮出願の英訳文の提出を遅らせることができる。

### 4. 仮出願の英訳文の必須性

正規出願が日本語仮出願の逐語訳である場合でも、その日本語仮出願の英訳文を提出することが必要であり、それを怠ると、日本語仮出願に基づく優先権の効果が失効する。

## H. 私見

日本出願の出願人が、米国特許法 102 条 (e) による後願排除効をできる限り早い出願日から得たい場合には、米国において、その日本出願を基礎としてパリ条約上の優先権の効果を主張する米国出願を行うのではなく、日本出願と同時かまたはそれに近い日に、米国仮出願を行うか、または、米国を指定し、かつ、英語で作成された国際出願を行うことが望ましい。

また、英語以外の言語で作成された国際出願は、たとえ米国を指定しても、米国特許法 102 条 (e) による後願排除効を得ることができない。このような国際出願については、米国への国内移行を、翻訳文ではなく、継続出願または一部継続出願という米国出願（いわゆるバイパス出願）で行えば、その米国出願の実際の出願日から後願排除効を得ることができ、有利である。

## II. 米国特許法 103 条 (a) と Pivonka 判決 (CAFC 2009 年)

### A. Pivonka 判決の要旨

「他人の特許を無効にするために審判を請求した第三者が、その特許発明が米国特許法 103 条 (a) により自明であることを立証する宣誓供述書を提供した場合には、特許権者は、その宣誓供述書に基づく第三者の主張を明確に否認しないと、特許発明が無効であると判断される可能性が高い」

### B. 背景

日本と同様に、米国においても、特許出願の拒絶理由の大半は、先行技術文献に対して米国特許法 103 条 (a) により自明であったというものである。

基本的には、そのような拒絶理由に対する応答の仕方は、日本と米国とで共通する。しかし、米国においては、日本とは異なり、特許発明が自明ではなかったとの当事者の主張を裏付けるために技術専門家に鑑定を行ってもらい、その鑑定書を宣誓供述書として米国特許庁に提出することが行われている。

特に、KSR 最高裁判決後は、複数の先行技術文献を組み合わせ、出願に係る発明が自明であったとして拒絶されるケースが増加し、その拒絶を克服するために、その出願に係る発明による予想外の効果を、宣誓供述書によって主張するケースが増加している。

また、宣誓供述書は、発行された他人の特許発明を審判によって無効するために、その特許発明が自明であったことを主張するための根拠として特許庁に提出される場合もあり、このような場合につき、宣誓供述書の取扱いについて議論したのが、Pivonka 事件である。

宣誓供述書の取扱いは、多くの日本の実務家にとって不慣れであると思われるため、Pivonka 事件の概要を簡単に紹介するが、それに先立ち、知識の確認のた

め、KSR 事件についての最高裁判決の概要を説明する。

### C. 米国最高裁による KSR 判決 (2007 年 4 月 30 日)

#### 1. 要旨

KSR 事件において最高裁が判示したことは、「複数の先行技術文献を互いに組み合わせることが自明であると判断するためにはその組合せの教示 (teaching)、示唆 (suggestion) または動機 (motivation) が存在しなければならないとする TSM テストを、教示、示唆または動機が先行技術文献に示されていることを要求するテストであるとして厳格に解釈すべきではなく、複数の先行技術文献を組み合わせることが自明であるか否かは当業者の常識 (common sense) や市場の要求 (market demand) などに基づいて判断することが許される」ということである。

#### 2. KSR 判決の効果

KSR 判決前には、出願人は、複数の先行技術文献を組み合わせるための何らかの具体的な教示、示唆または動機がそれら先行技術文献において欠如していることを出願人が指摘することにより、自明性に関する拒絶を解消することに成功していた。

これに対し、KSR 判決後には、複数の先行技術文献を組み合わせるための明示的ないしは黙示的である具体的な教示も示唆も動機もそれら先行技術文献において欠如している場合であっても、審査官が自明性に関する拒絶を発することが可能となった。

また、出願人は、複数の先行技術文献を組み合わせ、クレーム発明に到達することが自明ではなかったことを立証するために、クレーム発明が、予測できない効果 (unpredictable results) を有することを主張することや、ある先行技術文献が、他の先行技術文献との組合せを否定することを教えていること (teaching away) を主張することが、自明性に関する拒絶を解消するために、より有効な対策となった。

#### 3. KSR 判決後に有効な特許性主張方法

- (1) 本件発明が、予測できない (unpredictable results) 効果を奏するとの主張
- (2) 本件発明を試行することが自明ではなかった (non-obvious to try) との主張
- (3) 引用された先行技術文献が、本件発明に到達することを否定する事由を開示している (teaching away) との主張

## D. Pivonka 事件の概要

### 1. 事件番号

2008-1413

### 2. 事件の分類

ある特許に係る発明は自明であったから当該特許は無効であると判断した特許庁審判部の審決に対して不服である特許権者がCAFCに控訴した事件

### 3. 事件の概要

#### (1) 審判段階

2003年4月、米国出願09/914,047の出願人であるAxelrod氏は、自己の出願はPivonka氏の米国特許第6,408,797号(以下、「本件特許」という)についての先願であると審判部が宣言すべきことを求めて審判を請求した。

その審判段階において、Axelrod氏は、本件特許のクレーム1, 2, 4-9が、特許第4,940,016号(以下、「Heath」という)と同一であり、また、クレーム3が、Heathと、特許第3,195,506号とに基づいて自明であると主張した。

審判部は、Axelrod氏の主張を排斥したが、本件特許のクレーム1-9は自明であると述べるとともに、Pivonka氏に対し、無効であるとの判断がそれらクレーム1-9に対して採用されるべきではない理由を示す答弁書を提出することを命じた。

審判部は、Pivonka氏からの答弁書を考慮したが、それらクレーム1-9は無効であると判断した。

Axelrod氏側の専門家であるShina氏は、審判部の判断を支持する2件の宣誓供述書を提出したが、Pivonka氏は、そのうち1件については否認したが、他の件については、否認しなかった。

#### (2) 控訴審段階

CAFCは、「KSR判決のもと、よく知られた要素を公知の方法で組み合わせる行為は、予測できない効果を奏しないときは、自明であるかもしれない。否認されなかったShina氏の宣誓供述書によれば、Pivonka氏によってクレームされたコンテナを組み立てる構造上の利点も方法も、当業者にとって自明であった。したがって、当裁判所は、クレーム1-9が自明であるとした審判部の判断に過誤があったとは認定しない。」と判示した。

## E. 私見

KSR判決後においては、他人の特許発明を審判に

よって無効にしたい第三者が、当該特許発明が自明であったとの特許庁の判断を支持するために、当該特許発明が自明であったことを立証する証拠を宣誓書と共に特許庁や裁判所に提出することが重要である。この場合、特許権者は、その証拠を否認しないと、特許発明が自明であるとの特許庁の判断は覆せない。

## Ⅲ. 米国特許法 112 条第 6 パラグラフと Aristocrat 判決 (CAFC 2008 年)

### A. Aristocrat 判決の要旨

「コンピュータによって実施される発明をミーンズ・プラス・ファンクション方式でクレームする場合、明細書には、クレームされた機能を実現するための構造を開示するために、具体的なアルゴリズムを開示しなければならないと、そのようなアルゴリズムが開示されていないと、たとえ、当業者が、クレームされた機能のみから、本件発明を実施可能であるとしても、米国特許法 112 条第 2 パラグラフの規定から、そのようなクレームは具体的ではないと判断される」

### B. 背景

米国出願のクレームにおいて発明主題(subject matter)を機能的に表現せざるを得ない場合がある。特に、ソフトウェア関連発明の場合、クレームにおいて発明を機能的に表現することを避けることができない。

一方、米国出願のクレームが、米国特許法 112 条第 6 パラグラフに規定する MPF (Means Plus Function) クレームに該当すると判断されると、権利範囲が、クレームに記載された機能(function)を実現するすべての潜在的なバリエーションに及ぶのではなく、明細書に開示された構造(structure)およびその均等物(equivalents)に限定して解釈される。

ここで、その「構造」が、明細書に明記されていないか、それとも、明記されていなくても、当業者が特定の構造を推論できる記載が明細書にあれば足りるとするのが、問題となる。この問題を議論したのが、このAristocrat事件である。

### C. Aristocrat 事件の概要

#### 1. 事件番号

2007-1419

#### 2. 事件の分類

原告が自己の特許権を侵害するとして被告を提訴し

たネバダ地裁が下した当該特許が無効であるとの判決に対して不服である原告がCAFCに控訴した事件

### 3. 本件発明の内容

#### (1) 概要

米国特許第 6,093,102 号（以下、「102 特許」という）に係る発明は、スロットマシンのリール（複数の図柄を一円周上に並んで表示する回転体）を画面上にバーチャルに表示するゲーム機械に関し、特に、遊技者が自ら、賞品当たりラインを設定する際の自由度を向上させることによってスロットマシンを楽しむ遊技者の興趣を増加させる技術に関する。

#### (2) クレーム 1 の仮訳

ゲーム機械であって、

複数の図柄を、複数の図柄位置についての  $n$  行  $m$  列の配列を有する表示態様で表示するように構成された表示ミーンズ（手段）と、

その表示ミーンズ（手段）上に表示される画像を制御するように構成されたゲーム制御ミーンズ（手段）と

を含み、

前記ゲーム制御ミーンズ（手段）は、複数の図柄について予め定められたある組合せが、複数の図柄位置について予め定められたある配列であってゲームを行う遊技者によって選択されたものに従って表示されたときに賞品を払い出すように構成されるとともに、図柄位置を含み、かつ、一つの図柄位置のみが、前記  $n$  行  $m$  列の配列の各列に位置するものであり、

当該ゲーム機械は、前記遊技者が、前記複数の図柄のうちの一以上のものを選択することにより、予め定められた一以上の配列についての定義を制御することを可能にするために、選択ミーンズ（手段）が設けられていることを特徴としており、

いずれかのゲームについての前記予め定められた配列の数が、 $k_1$  と  $k_i$  と  $k_m$  との積である値であり、ここに、 $k_i$  は、前記表示ミーンズ（手段）上における、 $n$  行  $\times$   $m$  列の複数の図柄位置のうち、第  $i$  列について前記遊技者によって選択された図柄位置の数であるもの ( $0 < i \leq m$  and  $k_i \leq n$ )。

### 4. CAFC の判断

#### (1) 一般論

コンピュータによって実行される発明であって発明者がミーンズ・プラス・ファンクションによるクレ

ーム表現を使うものに関するいくつかの事件において、当裁判所がこれまで一貫して要求してきたことは、明細書に開示される構造は、汎用コンピュータまたは汎用マイクロプロセッサを単に開示することを超えなければならない、ということである。特許権者が明細書に具体的な構造を開示しなければならないという要件は、特許されたクレームがカバーする範囲がその構造とそれの均等物とに限定されなければならないという要件の要点は、機能しかクレームしないこと（pure functional claiming）を回避することにある。

ミーンズ・プラス・ファンクション・クレームであって「開示される構造が、アルゴリズムを実行するようにプログラムされたコンピュータまたはマイクロプロセッサであるものにおいては、開示される構造は、汎用コンピュータではなく、むしろ、開示されるアルゴリズムを実現するようにプログラムされた専用コンピュータである。」

コンピュータによって実行されるミーンズ・プラス・ファンクションは、明細書に開示された、対応する構造およびその均等物に限定され、その対応する構造は、そのアルゴリズムである。

#### (2) 具体論

本件において、Aristocrat 社は、明細書中、「ゲーム制御ミーンズ」によって実現される 3 つの機能に対応する構造を記載する箇所は、唯一の箇所である。その箇所は、「適切なプログラミングにより、標準的なマイクロプロセッサを基礎とするいずれかのゲーム機械に関する手法を採用すること」は、当該技術分野において創作的ではない作業者の能力の範囲内にあるという記述（it is within the capabilities of the non-inventive worker in the art to introduce the methodology on any standard microprocessor base gaming machine by means of appropriate programming）である。この記述は、クレームされた機能が汎用コンピュータによって実現されるということにほかならない。いかなる汎用コンピュータもプログラムしなければならないから、「適切なプログラミング」という言及は、何らの限定も加えない。

その記述は、実現されるべき機能を単に記載するも

のであって、機能を実現するために用いられるアルゴリズムではない。

Aristocrat 社がさらに主張するのは、当該特許においてアルゴリズムの開示がたとえないとしても、「適切なプログラミング」を伴うマイクロプロセッサという開示は、その証拠が、102 特許においてクレームされた装置を当業者であれば明細書の開示に基づいて作ることができるということを立証したから、ミーンズ・プラス・ファンクションの目的との関係においては構造についての十分な開示である、ということである。

しかし、この主張は、112 条第 1 パラグラフによる実施可能要件と、112 条第 6 パラグラフにより、クレームされた機能を実現する構造を開示するという要件とを混同させる主張である。102 特許に存在するいくつかの実施例は、当業者が本件発明を製造し使用することを可能にするかもしれないが、それらの実施例は、機能を実現する具体的な構造であって、ミーンズ・プラス・ファンクション・クレームが限定される目標となるものを記載していない。

## D. 私見

### 1. CAFC による判決の主旨

実施可能要件 (enablement) についての問題であれば、当業者が、特定の構造を推論するための基礎となる記載が明細書にあれば足りるが、112 条第 6 パラグラフの問題は、それとは異なる問題であり、特定の構造が明細書に明記されていなければならない。そうでないと、112 条第 6 パラグラフの立法趣旨が、権利範囲の外延を解釈する際を中心点を特定の構造に限定して、その均等範囲までしか権利範囲を及ぼさせないというものであるところ、その特定の構造が明細書に明記されていないのでは、権利範囲を解釈することが不可能となり、その結果、明細書の記載が不明瞭 (indefinite) であるとして、112 条第 2 パラグラフが適用になる。

### 2. 論点

クレーム中に複数のミーンズ・プラス・ファンクションによる限定が存在し、かつ、それらのうちのいずれかの限定は、本件発明の本質的部分であるが、他

の限定は、非本質的部分である場合に、本質的であるか否かを問わず、ミーンズ・プラス・ファンクションによる限定中に記載された機能を実現するための具体的なアルゴリズムを明細書に開示することが必要であるか否か？

この論点につき、今回の事件において CAFC は何ら述べていない。私見では、ミーンズ・プラス・ファンクション・クレームにおいて記載された機能を実現するための具体的なアルゴリズムを明細書において開示することの必要性は、そのクレームがカバーし得る範囲を適切に限定し、それにより、112 条第 6 パラグラフを形骸化することを防止することから生じる。

そうすると、クレームされた機能を実現するための具体的なアルゴリズムを明細書において開示することの必要性は、その限定が、本件発明の本質的部分を構成するか否かを問わないと推測される。

## むすび

以上、米国特許出願手続につき、筆者が日頃から注意している実務上のいくつかのポイントを、筆者の知識の範囲内で、関連する CAFC 判決と共に説明したが、米国特許法は、日本とは異なる種々の制度 (例えば、仮出願、継続出願、一部継続出願、インターフェアランス、リーグザミネーション、インコーポレーション・バイ・リファレンスなど) を採用し、また、日本とは異なる義務 (例えば、情報開示義務など) を出願人本人および出願代理人に課するため、米国出願については、日本の実務家に馴染みが薄く、理解が困難である手続も多い。

そのような手続の内容を日本の実務家が理解することが必要である場合に、本稿が少しでも有用であれば幸いであるが、米国特許出願手続に関し、種々の疑問や問題に遭遇したら、最終的には米国代理人に相談することが望ましいことは言うまでもない。

なお、本稿の内容に伴う不都合、不利益等につきましては、一切対応いたしかねますことをご了承ください。

以上  
(原稿受領 2011. 3. 23)